

## 山梨県木質バイオマスエネルギー導入推進事業費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 知事は、本県の充実しつつある森林資源の有効活用及び木質バイオマスエネルギー導入を促進するため、木質バイオマス燃焼機器を設置する者に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (用語の定義)

第2条 この要綱において木質バイオマスとは、ペレット、チップ及び薪等をいう。

### (補助金の交付対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者（以下「申請者」という。）は、次の各号の全てに該当する個人とする。

- (1) 山梨県内に住宅（居住専用住宅に限り、店舗その他の併用住宅は除く。）を有する者
- (2) 新たに木質バイオマス燃焼機器を購入し、山梨県内に事業所を有する施工業者により設置しようとする者
- (3) 県税に滞納がない者

### (補助金等の交付の対象となる経費及び補助金の額)

第4条 第1条に規定する補助金の交付の対象となる事業は、別表に掲げるとおりとする。

- 2 補助金の額は、補助対象経費の10分の1以内とする。
- 3 前項の場合、補助金の額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

### (補助金等交付申請書の様式及び提出期限)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請書（第1号様式）を別に定める日までに知事に提出しなければならない。

- 2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。
  - (1) 事業計画書（第1号様式別紙1）
  - (2) 誓約書（第1号様式別紙2）
  - (3) 申請者本人の県税に未納がない旨の証明書

- (4) 木質バイオマス燃焼機器設置契約書等の写し
- (5) 写真(第1号様式別紙3)
- (6) その他知事が必要と認める書類

(事業の審査及び交付決定等)

第6条 知事は、前条の規定による交付申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の決定をしたときは、交付決定通知書(第2号様式)により申請者に通知するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、知事は、申請者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金等の交付の決定をしないことができる。

(1) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。次号において「暴力団対策法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。第3号から第4号までにおいて同じ。)

(2) 暴力団員(暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。次号から第4号までにおいて同じ。)

(3) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

(4) 暴力団又は暴力団員若しくは暴力団員と密接な関係を有する者がその事業活動を支配する者

3 知事は、交付決定をする場合において、補助金の交付の目的を達成するため必要があるときは、条件を付することができる。

4 知事は、審査のうえ、補助金を交付しない旨の決定をした場合、不交付決定通知書(第3号様式)により、申請者に通知するものとする。

(補助事業の着手及び遂行)

第7条 申請者は、前条に規定する交付決定通知書が発行される日より前に、補助事業に着手してはならない。

2 申請者は、補助金交付決定日の翌日から起算して6箇月を経過する日又は補助事業実施年度の3月末日のいずれか早い期日までに事業を完了しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、災害等、申請者の責に帰すべき事情によらないで事業を期限内に遂行することができず、知事に第8条に規定する事業計画変更承認申請書を提出し、その承認を受けたときは、その期限によることができる。ただし、補助事業実施年度の3月末日を限度とする。

(補助事業の内容の変更)

第8条 申請者は、補助事業の内容の変更をしようとするとき(別表に定める

軽微な変更は除く。)は、事業計画変更承認申請書(第4号様式)を知事に提出しなければならない。

(補助事業の中止又は廃止)

第9条 申請者は、補助事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとするときは、事業中止(廃止)承認申請書(第5号様式)を知事に提出して承認を受けなければならない。

(変更申請等の承認)

第10条 知事は、第8条又は前条の規定に基づく申請書を受理したときは、これを審査し、当該申請に係る変更等の内容が適正であると認め、これを承認したときは、事業計画変更(中止・廃止)承認通知書(第6号様式)により、当該申請者に通知するものとする。

(実績報告書の様式、提出期限)

第11条 申請者は、補助事業が完了した日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して2箇月を経過した日又は事業を完了した年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに、実績報告書(様式第7号)及び関係書類を知事に提出しなければならない。この場合において、知事は交付決定の翌日から起算して8箇月を経過する日又は4月10日のいずれか早い期日までに実績報告書の提出がないときは、補助金の交付申請を取り下げたものとみなす。

2 前項の実績報告書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 事業報告書(第7号様式別紙1)
- (2) 補助事業の実施に係る領収書の写し
- (3) 写真(第7号様式別紙2)
- (4) その他知事が必要と認めるもの

(補助金の額の確定)

第12条 知事は、前条の規定による実績報告書を受理したときは、その内容を審査のうえ補助金の額を確定し、別紙第8号様式により通知するものとする。

(補助金の交付方法)

第13条 知事は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に、補助金を支払うものとする。

( 交付決定の取消等 )

第 1 4 条 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、交付の決定の全部若しくは一部を取消し、又は変更することができる。

( 1 ) 申請者が、規則又はこの要綱の規定に違反した場合

( 2 ) 申請者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合

2 前項の規定は、第 1 2 条に規定する補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

3 知事は、前 2 項に基づく取消しをした場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を請求するものとする。

4 前項に基づく補助金の返還を請求したときは、当該補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じて、当該補助金の額 ( その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額 ) につき規則第 1 7 条に規定する割合で計算した加算金及び延滞金を併せて申請者から徴収するものとする。

( 財産の処分の制限 )

第 1 5 条 補助金の交付を受けた者は、補助事業により取得した財産 ( 以下「取得財産」という。 ) について、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」 ( 昭和 4 0 年大蔵省令 1 5 号 ) に定められている耐用年数に相当する期間 ( 以下「財産処分制限期間」という。 ) を経過するまでは、知事の承認を受けずに、取得財産を補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、廃棄し、又は担保に供してはならない。

2 補助金の交付を受けた者は、前項の承認を受けようとする場合は、財産処分承認申請書 ( 第 9 号様式 ) を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

3 知事は、第 1 項の承認をしようとする場合において、原則として交付した補助金のうち取得財産を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、廃棄し、又は担保に供した時から財産処分制限期間が経過するまでの期間に相当する分を返還させるものとする。

( 他事業との併用 )

第 1 6 条 この補助金は、国の地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金 ( 地方創生先行型 ) を活用して交付するものであるため、国による他の補助金 ( 市町村の事業であって、その財源に地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金 ( 地方創生先行型 ) を充当しているものを含む。 ) と併用することは認めな

い。

(書類の保管)

第17条 補助金の交付を受けた者は、補助事業に係る帳簿及び証拠書類について、当該補助事業終了の年度の翌年度から起算して5年間、整備保管しておかなければならない。

(雑則)

第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は知事が別に定めるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、平成28年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付決定された補助金については、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。

別表

| 補助区分                  | 補助対象経費   | 補助対象機器   | 軽微な変更   |
|-----------------------|--|--|---|
| 山梨県木質バイオマスエネルギー導入推進事業 | 1 設備費(本体機器及び付属装置の費用)<br>2 設置工事費(上記設備の設置工事の費用)<br>ただし、いずれも消費税及び地方消費税相当額は除く。 | 1 ペレット又は薪を燃料として使用するストーブ<br>2 木質バイオマスを燃料として使用するボイラー(暖房・給湯の用に供するものに限る。)<br>3 その他知事が認めたもの | 補助事業の目的の達成に支障をきたさない事業計画の細部の変更であって、交付決定を受けた補助金の額の増額を伴わない場合 |

第2号様式（第6条関係）

番 号  
平成 年 月 日

（申請者）殿

山梨県知事

山梨県木質バイオマスエネルギー導入推進事業費補助金交付決定通知書

平成 年 月 日付けで申請のあった山梨県木質バイオマスエネルギー導入推進事業費補助金については、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号。以下「規則」という。）第5条第1項の規定により、次のとおり交付することに決定したので、規則第7条の規定により通知する。

- 1 補助金の交付の対象となる事業は、平成 年 月 日付けで申請のあった山梨県木質バイオマスエネルギー導入推進事業とし、その内容は交付申請書記載のとおりとする。
- 2 補助事業に要する経費及び補助金の交付決定額は、次のとおりとする。

|            |   |
|------------|---|
| 補助事業に要する経費 | 円 |
| 補助金の交付決定額  | 円 |
- 3 補助事業の期間は、平成 年 月 日から平成 年 月 日までとする。
- 4 補助金の交付の条件は次のとおりとする。
  - （1）補助事業の内容の変更（補助事業の目的の達成に支障がなく補助金の増額を伴わない事業計画の細部の変更を除く。）をする場合は、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。
  - （2）補助事業を中止し、又は廃止する場合は、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。
  - （3）補助事業が予定の期間内に完了する見込みのない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告してその指示を受けなければ

ばならない。

5 補助金の交付の条件等に違反した場合の措置

(1) 次のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消す場合がある。

ア 補助金の他の用途への使用をしたとき

イ 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき

ウ 補助事業に関し法令等又はこれに基づく知事の処分に違反したとき

エ 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有していたとき

(2) 補助金の交付決定を取り消した場合、補助事業等の当該取り消しに係る部分に関し、既に補助金等が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずる。

(3) 交付決定の取り消しに関し、補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額につき年 10.95%の割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。

(4) 補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年 10.95%の割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。

6 補助事業が、補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されているか確認するため、補助事業の遂行状況について報告させることがある。

7 補助事業が完了した日（廃止の承認を受けた場合はその承認の日）から起算して2箇月を経過した日又は事業を完了した年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに、補助事業の成果を記載した実績報告書に別に定める書類を添えて知事に報告しなければならない。

8 補助事業に係る帳簿及び証拠書類は、補助事業終了年度の翌年度から起算して5年間、整備保管しておかなければならない。